

# 要支援1・2の認定を受けている皆様へ

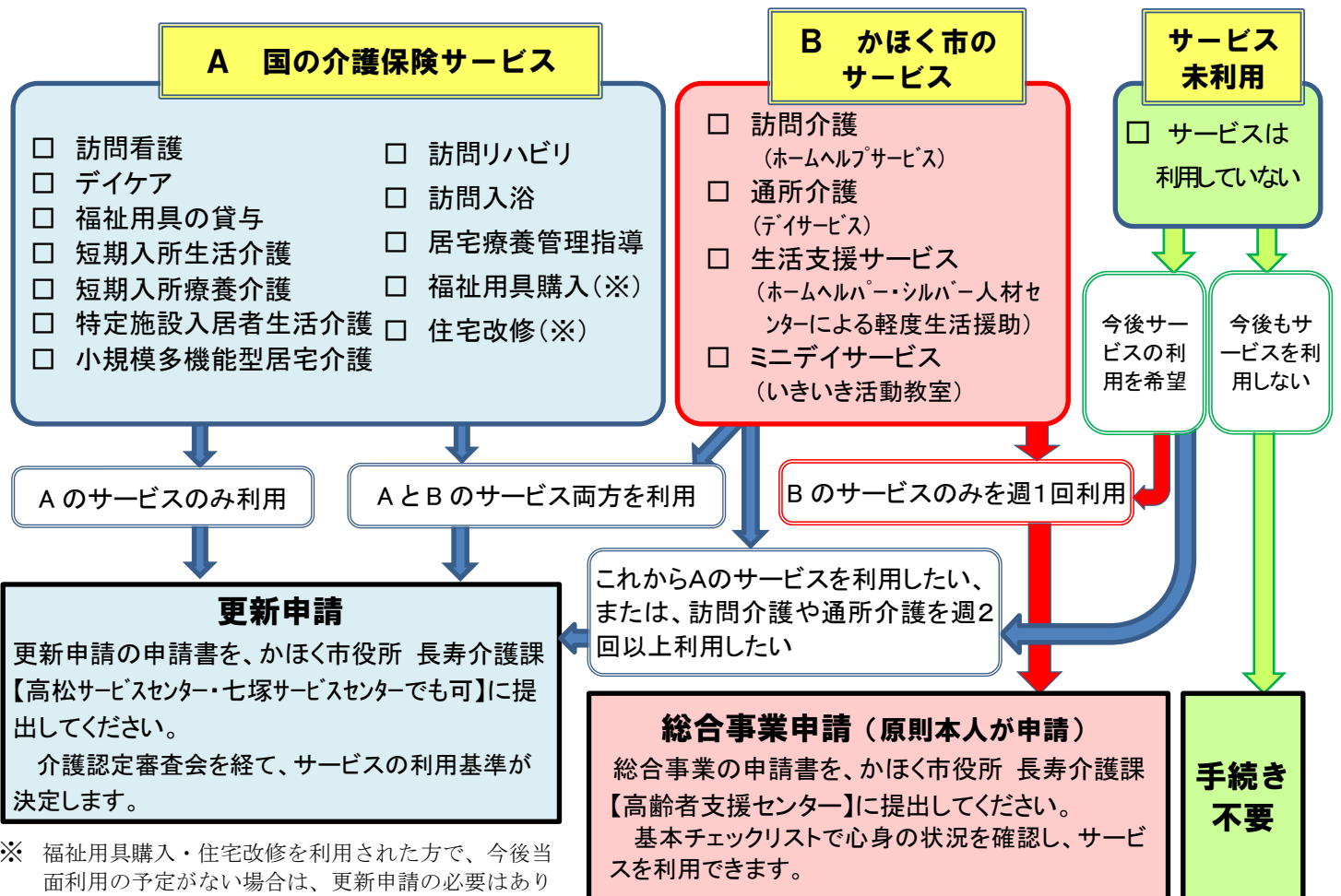
## =更新手続きの仕組みが変わります=

介護保険法の改正により、平成29年4月1日から、これまで全国一律に同じ仕組みで実施されてきた要支援の方に対するサービスのうち、**訪問介護(ホームヘルプサービス)**と**通所介護(デイサービス)**が、「介護予防・日常生活支援総合事業」となり、かほく市独自の事業となります。

そこで、認定の更新時には、

- **国の介護保険サービスを希望される方は、従来通り要支援認定を受けるための更新申請が必要です。**
- **訪問介護・通所介護のみを希望される方は、かほく市への書類提出で利用が可能になります。**(ただし、訪問介護または通所介護を週2回以上利用希望される方は更新申請が必要です。)
- **サービスの利用を希望されない方は、手続きは不要です。**

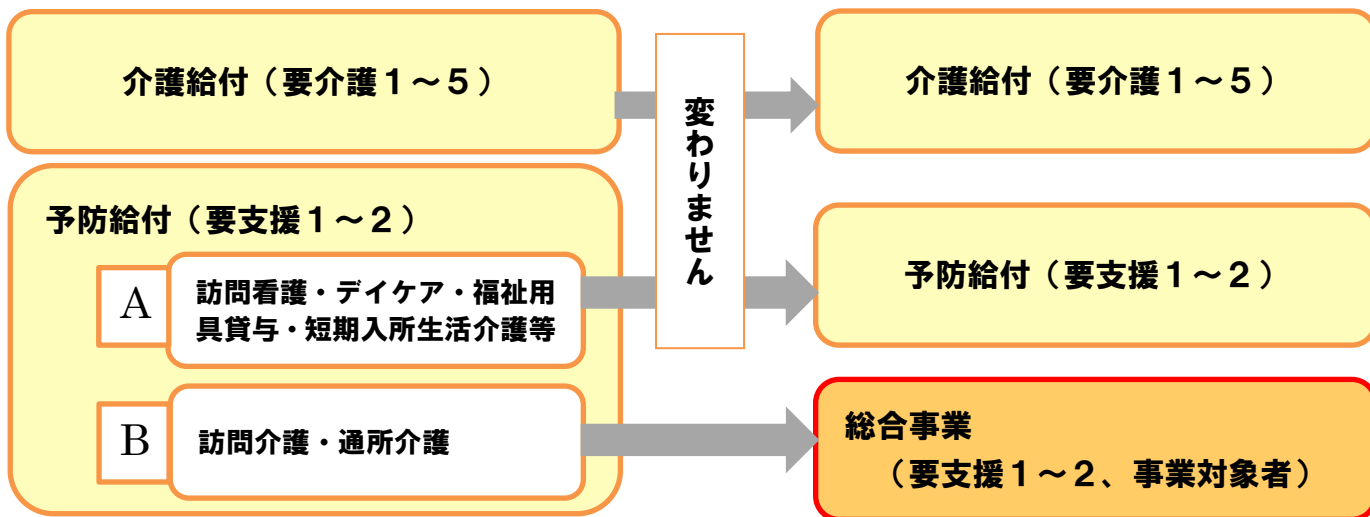
あなたの利用しているサービスの手続き方法を確認しましょう



← 従来通りの更新申請      ← 総合事業の申請

## <現行の介護保険サービス>

## <H29年4月～>



### 要介護認定等の更新手続きを一部簡素化します。

「訪問介護（ホームヘルプサービス）」、「通所介護（デイサービス）」のみを引き続き利用希望する場合には、介護保険 被保険者証の有効期間満了時に「基本チェックリスト」というアンケートに回答して、総合事業申請することで、要介護認定等の更新手続きをしなくてもサービスを継続利用できるようになります。

## よくある質問

Q 今まで利用していた訪問介護(ホームヘルプサービス)や通所介護(デイサービス)とどう違うの？料金は？

A これまで利用していたサービスと内容は変わりません。利用料金も同じ金額です。  
ただし、総合事業としてサービス名が変わるため、介護サービス事業所との再契約が必要になります。

Q 他にかほく市独自のサービスにはどんなものがあるの？ 利用の仕方は？

A 「訪問介護」「通所介護」の他に、ホームヘルパーやシルバー人材センターによる掃除・洗濯・調理・買物代行などの「生活支援サービス」、閉じこもりを防止するための半日コースの「ミニデイサービス」などがあります。

各種サービスの利用対象、内容、金額などの詳細については、長寿介護課内 高齢者支援センターにご相談ください。



〒929-1195 かほく市宇野気二 81 番地  
かほく市役所 市民部 長寿介護課【かほく市高齢者支援センター】  
電話：283-7150 FAX：283-3761